

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年7月1日

【会社名】 スルガ銀行株式会社

【英訳名】 Suruga Bank Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 有 國 三 知 男

【本店の所在の場所】 静岡県沼津市通横町23番地

【電話番号】 (沼津) 055-962-0080 (大代表)

【事務連絡者氏名】 上席執行役員 総合企画本部長 秋 田 達 也

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋室町一丁目7番1号
スルガ銀行株式会社 総合企画本部

【電話番号】 (東京) 03-3279-5527

【事務連絡者氏名】 経営管理本部 総務部長 佐 藤 俊 光

【縦覧に供する場所】 スルガ銀行株式会社 東京支店
(東京都中央区日本橋室町一丁目7番1号)

スルガ銀行株式会社 横浜支店
(神奈川県横浜市中区相生町三丁目56番地1)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2019年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2019年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に資するため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することに必要な規定の新設および削除等の変更を行なうものであります。

取締役として有用な人材の招聘を継続的に行い、期待される役割を十分に発揮することができるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で取締役の責任を免除できる旨、および業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

その他、上記の変更に伴う字句の修正等所要の変更を行なうものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

有國三知男、嵯峨行介、堤智亮、松田清人の各氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

野下えみ、行方洋一、大野徹也の各氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

取締役の報酬等について、2016年6月23日開催の第205期定時株主総会において、年額600百万円以内とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢など、諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役を除く取締役の報酬等の額を年額300百万円以内、うち社外取締役分は50百万円以内とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとしております。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとしております。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果ならび に賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	1,660,150	14,465	174	(注1)	可決 98.38
第2号議案 取締役(監査等委員で ある取締役を除く。)4 名選任の件				(注2)	
有國三知男	1,505,097	169,524	174		可決 89.19
嵯峨行介	1,662,827	11,799	174		可決 98.54
堤 智亮	1,662,123	12,503	174		可決 98.50
松田清人	1,664,793	9,833	174		可決 98.66
第3号議案 監査等委員である取締 役3名選任の件				(注2)	
野下えみ	1,662,889	11,727	174		可決 98.54
行方洋一	1,663,131	11,485	174		可決 98.56
大野徹也	1,417,797	256,817	174		可決 84.02
第4号議案 取締役(監査等委員で ある取締役を除く。)の 報酬額決定の件	1,661,978	12,581	224	(注3)	可決 98.49
第5号議案 監査等委員である取締 役の報酬額決定の件	1,662,379	12,180	224	(注3)	可決 98.51

- (注1) 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
- (注2) 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
- (注3) 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分ならびに当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たしたことから、本株主総会当日出席株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。